

# 運営規定

医療法人 山下医院が実施する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の適正な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項定める。

## 第1条 事業の目的及び運営の方針

(目的) 要介護状態、又は要支援状態にある者（以下「利用者」という）に対し適切な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

- (方針) 1. 通所リハビリテーション従業者は、利用者が可能な限り、居宅において、その有する能力に応じ機能訓練その他必要な医療ならび日常生活の援助を行い、通所リハビリテーション利用の質の向上及び、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう利用する側の立場に立った、通所リハビリテーションを提供する。  
2. 通所リハビリテーションを実施するにあたっては、居宅支援事業者、その他、保健医療サービスまたは、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

## 第2条 従業者の職種、人員数及び職務内容

* 医 師	1 名以上	医師は、通所リハビリテーションに携わる従業者の管理指導を行い、利用者の状態に応じて適切な医学、理学療法、マッサージの管理指導を行う。
* 経験看護師	0.1 名以上	
* 経験介護職員	1 名以上	

## 第3条 営業日及び営業時間

* 営業日	土曜・日曜・祝日・年末年始を除く(12/30～1/3) (災害や突発的な事情で休む場合は、利用者各自に遅滞なく連絡を行う。)
	☆ 利用者も休む場合は、当日8時10分までに山下医院に連絡をしてください。
* 営業時間	午前8時～午後5時まで
* サービス提供時間	午前9時～午後3時30分まで (6時間以上7時間未満) (但し、状況内容により変更が生じることもある)

## 第4条 利用定員

\* 定員 1日、10名を定員とする。

## 第5条 サービスの内容

\* 介護支援事業所のサービス計画書に添ったサービスを提供する。  
また、サービス計画書の内容は利用者、家族等に説明する。

### 利用料金その他の費用の額

- \* 利用料金は厚生労働省が定める料金とし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。  
\* 食費は、平成17年10月1日の改正介護保険法の施行により、保険給付の対象外となり食材料費及び調理の費用の額を基本とし、事業者と利用者の契約により定める。

## 第6条 通常の事業の実施地域

\* 薩摩川内市の区域とする。(旧川内市)

## 第7条 サービス利用に当たっての留意点

\* 利用者は、通所リハビリテーション利用時、お互いを尊重し、トラブル等が発生しないように心掛け、職員の指示に従ってご協力ください。

## 第8条 非常災害対策

- \* 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震、津波等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回の避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。  
\* 送迎中、交通事故等が発生した場合は、警察、消防署、病院に連絡し指示を仰ぐ。  
緊急時の対応  
\* 利用者が、体調の急変、事故等が生じた場合、医師に迅速に連絡対応し、医学的判断により他医療機関で受診が必要と認められた場合、協力医療機関に連絡し、担当医師と連携を取り対応する。又、利用者の家族にも遅滞なく連絡を行う。

### (協力医療機関)

- \* 薩摩川内市医師会市民病院 所在地 鹿児島県薩摩川内市永利町4107番地7号 TEL0996-22-1111  
\* 浜田医院 所在地 鹿児島県薩摩川内市水引町7615番地8号 TEL0996-26-2107

### (虐待防止の措置に関する事項)

第9条 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- \* 虐待防止委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について従業員者に周知徹底を図る。
- \* 虐待防止のための指針を整備する。
- \* 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。
- \* 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当を置く。
- \* 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

第10条 その他運営に関する留意事項

(研修)

- \* 事業所は従事者等の資的向上を図る為の研修の機会を定期的に設けるものとし、業務体制を整備する。

(苦情相談窓口)

- \* 苦情・相談窓口を設け、利用希望者の苦情・相談に対応する。

(秘密の保持)

- \* 事業者及びその職員は、業務上知り得た利用者又は、その家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(個人情報の保護)

- \* 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその家族の同意をあらかじめ得るものとする。

(賠償責任)

- \* 通所リハビリテーションの提供に伴って、当医院の責に帰すべき事由により、利用者が被った場合、当医院は利用者に対して、損害を賠償するものとし、利用者の責に帰する事由により当医院が損害を被った場合、利用者及び家族に、損害の賠償を請求するものとする。

(裁判管轄)

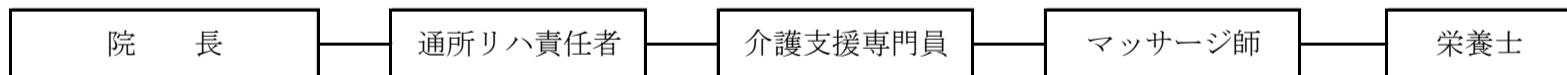
- \* 止むを得ず訴訟となる場合には、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(記録の保持)

- \* 事業所は、通所リハビリテーションに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- \* この規定に定める事項外、運営に関する重要事項は、事業所の管理者等との協議に基づいて定めたものとする。

### 相談・苦情解決体制

- \* 当事業所の相談・苦情解決体制は下記のようになっていますが、ご意見箱をご利用されるか、責任者へ、お申し出ください。



\* 上記以外でも、各市町村の介護保険担当窓口や、各県の国保連の窓口でも受け付けています。

	国保連合会	県・介護国保課	薩摩川内市・国保介護課
所在地	鹿児島市鴨池新町 7番4号	鹿児島市鴨池新町 10番1号	薩摩川内市神田町3番22号
電話番号	099-206-1024	099-286-2687・099-286-2676	0996-23-5111
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00	月曜日～金曜日 9:00～17:00	月曜日～金曜日 9:00～17:00
休み	年末・年始・土・日・祭日	年末・年始・土・日・祭日	年末・年始・土・日・祭日

付則 \*この規定は、令和7年1月から施行する